

土地境界問題相談センター函館

ご利用の手引き

開始から終了に至るまでの標準的な手続の進行

(ADR法6条1項7号)

目次

1 . はじめに	1
2 . 業務を行う日及び時間	1
3 . 土地境界問題相談センター函館の理念について	2
4 . 和解の仲介を行う紛争の範囲	2
5 . 手続実施者の選任に関する事項 (ADR 法 14 条 1 項 1 号)	
(1) 手続実施者の選任方法について	3
(2) 関与員の欠格事由	5
(3) 手続実施者を排除するための方法について	5
(4) 担当事前相談員 , 担当相談員 , 担当調停員、担当調査・測量実施員・担当鑑定実施員の 変更について	7
6 . 紛争当事者が支払う報酬または費用に関する事項 (ADR 法 14 条 1 項 2 号)	8
(1) 事前相談	8
(2) 相談手続	8
(3) 調停手続	9
(4) 調査 , 測量および境界鑑定業務	12
(5) その他の費用	12
(6) 手数料の納付先	12
7 . 土地境界問題相談センター函館の手続における当事者の代理人等	13
(1) 代理人	13
(2) 補佐人	13
(3) 同伴者	13
8 . 事前相談から相談または調停手続の開始に至るまでの標準的な手続の進行 (ADR 法 14 条)	14
(1) 電話受付 ~ 事前相談	14
(2) 事前相談	14
9 . 相談手続の開始から終了に至るまでの標準的な手続の進行 (ADR 法 14 条 1 項 3 号)	
(1) 相談手続の申し込み ~ 相談	15
10 . 調停手続の開始から終了に至るまでの標準的な手続の進行 (ADR 法 14 条 1 項 3 号)	16
(1) 調停申立て ~ 調停	16
(2) 標準期日日数	16
(3) 相手方が調停に応じない場合	17
(4) 利害関係人の参加	17
(5) 調停期日	17
(6) 調査・測量・鑑定	17
11 . 調停の成立	18
調停の成立	18
12 . 紛争の当事者が認証紛争解決手続を終了させるための要件及び方式 (ADR 法施行規則 13 条 1 項 2 号)	18
(1) 当事者による調停手続実施依頼契約の解除	18
13 . 手続実施者が紛争の当事者間に和解が成立する見込みがないと判断したとき	19
(1) 調停の不成立	19
(2) 運営委員会の決定による終了	19

14 . 手続において陳述される意見，手続実施記録等に記載されている当事者又は第三者の秘密の 取扱いの方法（ADR法施行規則13条1項1号）	19
（1）手続の非公開および守秘義務	20
（2）手続実施記録の保存等	20
（3）提出された資料の取扱い	20
（4）記録の閲覧及び記録謄写の請求	20
15 . 業務に関する苦情の取扱い	21

1. はじめに

「土地境界問題相談センター函館」(以下「センター」という。)は、土地の筆界に関する民事の紛争に係る民間紛争解決手続を行う機関です。

センターの相談や調停などの業務は、

「土地境界問題相談センター函館規則」(以下「規則」と略します。),

「土地境界問題相談センター函館運営規程」(以下「運営規程」と略します。)

「土地境界問題相談センター函館手続規程」(以下「手続規程」と略します。)

「土地境界問題相談センター函館費用規程」(以下「費用規程」と略します。)

に基づいて行います。本書面は、規則等の概要を説明したもので、ご希望によりお渡しするようにしています。また、センターの利用をお考えの方には本書面をお渡しし、手続の内容をご説明しています。

2. 業務を行う日及び時間

業務を行う事務所

土地境界問題相談センター函館

函館市千歳町21番13号 桐朋会館3階

函館土地家屋調査士会 応接室

TEL: 0138-26-2020

FAX: 0138-23-4486

ホームページ <http://www6.ocn.ne.jp/~hakoty/>

業務取扱時間

月曜日～金曜日10:00～16:00(祝祭日を除く)

12月27日～1月3日, 8月13日～16日は取扱いいたしません。

その他、調査士会で定める日

3. 土地境界問題相談センター函館の理念について

『土地境界問題相談センター函館』は、土地の境界をめぐる紛争について、当事者が互譲の精神に基づき話し合いのテーブルについて、争いを解決するため双方が相手の立場、意見を尊重し、お互いの努力によって解決の道筋を築くための話し合いを行なう為、本センターでは境界の専門家「土地家屋調査士」と法律の専門家「弁護士」の協力のもと、公正・中立な立場で当事者の主体性を尊重し柔軟な姿勢で合意への接点を見つけ出し紛争の円満解決をすすめて「調停」・「和解」を結び未来へむけ安定した関係を保つ事を目指しております。

4. 和解の仲介を行う紛争の範囲

センターでは、土地の筆界に関する民事の紛争について、相談および調停(和解の仲介)を行います。(規則3条1項)

(例)

ブロック塀や建物などが境界線と合っているかどうかについてお隣と協議したが、話がつかなかった。

土地を測量するため、お隣に境界の確認をお願いしたが、話がつかなかった。

地籍調査でお隣との境界の確認をすることになったが、話がつかなかった。

なお、次の事例については受けることはできません。

事案の対応がさしせまっている状態のとき。

境界をめぐる紛争となっていない場合

その他センターで扱うことが不適切と思われるもの。

(例)

まさに境界としているブロック塀などが取り壊されそうとしている。

まさにブロック塀などの構造物を無断で設置しようとしている。

境界杭を撤去された、またはされそう。

被申立人が今にも第三者に売買しようとしている。

境界の立会日が迫っている。

話し合いを一度も行っていない。

通常の土地家屋調査士の業務として対応が可能と思われる場合。

5. 手続実施者の選任に関する事項（ADR法14条1項1号）

（1）手続実施者の選任方法について

センターでは、事前相談をおこなう担当員（規則14条、21条）を次のとおり選任しています。

事前相談員（規則21条）

事前相談手続は、事前相談員担当者から事前相談期日ごとに選任された「事前相談担当員」が行います。

土地境界問題相談センター函館では、事案の迅速処理が行われるよう担当相談員をあらかじめ選任しています。

事前相談員候補者（規則11条2項）

運営委員会の推薦を受け土地家屋調査士会の会長が任命した者が、事前相談員候補者となります。

相談委員会（規則25条）

相談手続は、土地家屋調査士相談委員候補者から1名および弁護士相談委員候補者から1名を選任した「担当相談チーム」を組織して実施します。センターでは、事案の迅速処理が行われるよう、担当相談委員をあらかじめ選任しています。

担当員の選任は、あらかじめセンターに備え付けている「相談期日担当者一覧表」にしたがって行われます。

土地家屋調査士相談委員候補者（規則11条4項）

土地家屋調査士会員暦及び実務経験7年以上の函館土地家屋調査士会会員で運営委員会の意見を参考に土地家屋調査士会会長の任命を受けた者が土地家屋調査士相談委員候補者となります。

弁護士相談委員候補者（規則11条1項、2項）

函館弁護士会会員で弁護士会会長がセンターに推薦した者のうち、土地家屋調査士会の会長が任命した者が弁護士相談委員候補者となります。

調停委員会（規則 32 条）

すべての当事者が、調停委員候補者のうちから特定の調停委員を望むときは、センター長はその意見を尊重して担当調停委員を選任します。（規則 32 条）

調停手続は、土地家屋調査士調停委員候補者から 2 名および弁護士調停委員候補者から 1 名を選任した「合議体」を組織して実施します。（規則 32 条）

主任調停員が手続き期日、期日外準備を行います。（規則 32 条）

土地境界問題相談センター函館では、事案の迅速処理が行われるよう担当調停委員をあらかじめ選任しています。また、担当調停委員の担当順をあらかじめ決めていきます。

土地家屋調査士調停委員候補者（規則 11 条）

函館土地家屋調査士会会員で、運営委員会の意見を参考に調査士会会長の任命を受けた者が土地家屋調査士調停委員候補者となります。

弁護士調停委員候補者（規則 11 条）

函館弁護士会会員で弁護士会会長がセンターに推薦した者のうち、土地家屋調査士会の会長が任命した者が弁護士相談委員候補者となります。

調査・測量実施員および鑑定実施員（規則 19 条）

センター長が必要と認めたとき、一方の当事者又は双方から申し出があったとき

調査および測量、境界鑑定は、調査・測量実施員候補者または鑑定実施員候補者から選任された「担当調査・測量実施員」「担当鑑定実施員」が行います。

担当調査・測量実施員または担当鑑定実施員は、事案ごとに実施する作業内容や程度に応じて必要な人員を、センター長が選任します。

調査・測量実施員候補者または鑑定実施員候補者（規則 19 条）

必要がある場合、申出人の承諾の上、センター長が選任します。

(2) 関与員の欠格事由

土地境界問題相談センター函館では、関与員（運営委員、事前相談委員候補者・相談委員候補者・調停委員候補者・調査・測量実施員候補者・鑑定実施員候補者）について不適格とされる理由をつぎのように定めています。
（規則 6 条、10 条、11 条 4 項、14 条 2 項、16 条、17 条、18 条、19 条 3 項、4 項）

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者
- (2) 土地家屋調査士法（昭和 25 年法律第 228 号）または弁護士法（昭和 24 年法律第 205 号）の規定に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者
- (3) 土地家屋調査士法または弁護士法の規定による懲戒処分により、土地家屋調査士の業務の禁止または弁護士会からの除名の処分を受けた者でこれらの処分を解かれた日から 5 年を経過しない者

(3) 手続実施者を排除するための方法について

土地境界問題相談センター函館は、手続実施者が紛争の当事者と利害関係を有することその他の境界問題相談センター函館の手続の公正な実施を妨げるおそれがある事由がある場合において、次のとおり手続実施者を排除するための方法を定めています。

担当委員（実施員） 担当事前相談委員・担当相談委員・担当調停委員・担当調査・測量実施員、鑑定実施員の除斥(じょせき)について（規則 16 条、19 条 4 項）

担当員（実施員）は、次に掲げる場合にはその事件に関与し手続を実施することはできません。

- 1) 担当委員（実施員）またはその配偶者もしくは配偶者であった者が、事件の当事者であるとき、または事件について当事者と共同権利者もしくは共同義務者の関係にあるとき。
- 2) 担当委員（実施員）が当事者の 4 親等内の血族、3 親等内の姻族もしくは同居の親族であるとき、またはあったとき。
- 3) 担当委員（実施員）が当事者の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人、補助監督人または任意後見人、任意後見監督人等の法定代理人もしくは委任による財産管理者であるとき、またはあったとき。
- 4) 担当委員（実施員）が事件について、証人または鑑定人となったとき。

5) 担当委員（実施員）が事件について当事者の代理人または補佐人であるとき、またはあったとき。

6) 担当委員（実施員）が事件について担当相談員であったとき。

担当委員（実施員）は、自ら前記の除斥事由について気づいたときや除斥事由に該当することとなったときは、直ちにセンター長にその旨を報告しなければならない。（規則第 16 条 2 項）

除斥とは

土地境界問題相談センター函館の手続きにおいて、規則上職務の執行が出来なくなること。

担当調停委員の忌避について（規則第 17 条）

担当委員について、調停手続の公正を妨げるべき事情があるときは、当事者はその担当調停委員を忌避することができます。

忌避の申立は、土地境界問題相談センター函館に書面を提出して行わなければなりません。ただし、調停期日においてする場合は、口頭でもできます。（規則 17 条 1 項）

担当調停委員は、調停手続の公正を妨げる事情があるときは、遅滞なく、その旨を当事者に開示しなければならないとされています。

（規則 17 条 2 項）

この開示を受けた後に、センター長が指定する期日までに忌避の申し出をしない限り忌避を申し出ることにはできなくなります。

（規則 17 条 3 項）

当事者の一方から担当調停委員忌避の申立てがされたときは、土地境界問題相談センター函館は次の通り手続を行います。

直ちに調停手続を停止します。

センター長は、速やかに忌避調査委員会を招集します。（規則 17 条 4 項）

忌避調査委員会において、当事者および忌避の申立てがなされた担当調停委員に対して意見を述べる機会を与えます。

運営委員会において、忌避について判断します。（規則 17 条 5 項）

センター長は、運営委員会の判断の結果をすべての当事者に書面で通知します。（規則 17 条 6 項）

【重要】 担当調停委員は、調停手続の公正を妨げる事情があるときは、遅滞なく、その旨を当事者に開示しなければならないとされています。（規則 17 条 2 項）当事者は、この開示を受けた後に、調停期日に意見の申述をしたときは、その事情による忌避を申し出ることにはできなくなります。（規則 17 条 3 項）

(4) 事前相談担当委員，担当相談委員，担当調査・測量実施員・担当鑑定実施員の変更について

当事者は，事前相談担当員，担当相談委員，担当調査・測量実施員、担当鑑定実施員について，手続の公正を妨げるべき事情があるときまたは不適切と思われるときはその担当者の変更を申し出ることができます。
変更の申出は，期日においては、センター長に対し口頭ですることができません。(規則 17 条 1 項)(規則 19 条 4 項)

忌避とは
境界問題相談センター函館の手続において、担当調停委員について調停手続の公正を妨げるような事情がある場合に、当事者の申立により当該担当調停委員を手続の執行から排除すること

6. 紛争当事者が支払う報酬または費用に関する事項 (ADR法14条1項2号)

(1) 事前相談

事前相談にかかる費用は、無料です。
事前相談委員の日当及び会場費などの費用は、土地境界問題相談センター函館が負担します。(費用規程第16条)

(2) 相談手続

相談手数料は、1期日ごとに15,000円です。(費用規程3条1項)
相談手数料は、申し込みと同時に土地境界問題相談センター函館へ前納してください。
相談は、1回2時間以内です。(相談が引き続き2回、3回となったときも、期日ごとに15,000円です。)
相談手数料の返還について(費用規定3条2項)

期日を指定し、その通知をしたが、正当な理由がなく期日に出てこなかった場合半額返還します。返還にかかる銀行振込・現金書留の振込手数料(送料)等は申込者負担となります。

担当相談委員の日当は、土地境界問題相談センター函館から支払います。
(規則52条)

担当相談委員の日当は1時間あたり弁護士相談委員10,000円
調査士相談委員5,000円です。
(費用規定17条)

相談期日に担当相談委員が相談場所に待機した場合は、相談が開かれなくとも、
弁護士相談委員5,000円、調査士相談委員2,500円を支払うこととなっています。
(費用規定17条2項)

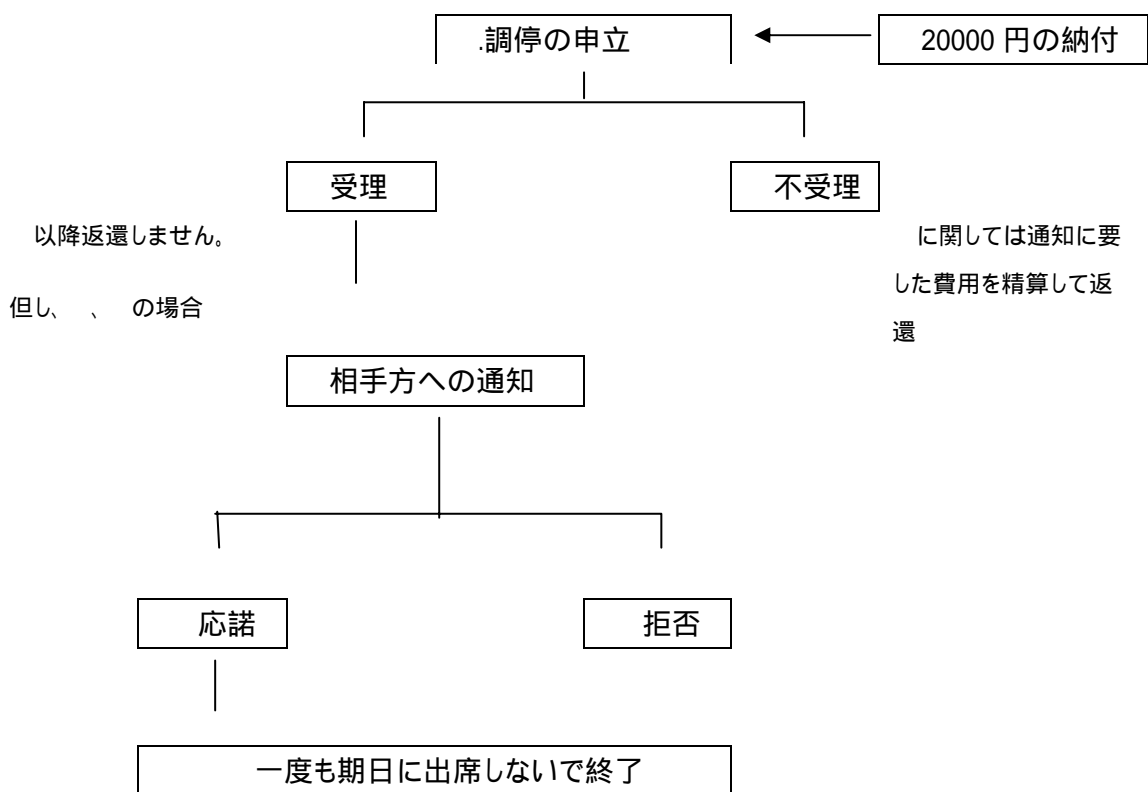
(3) 調停手続

申立手数料(費用規定第4条)

調停申立手数料は、20,000円です。(費用規定第4条1項)

調停申立手数料は、申し立ての際に納付してください。(費用規定第4条1項)

調停申立手数料の返還について



、に関しては半額返還する。

以降は返還しません。(、を除く)

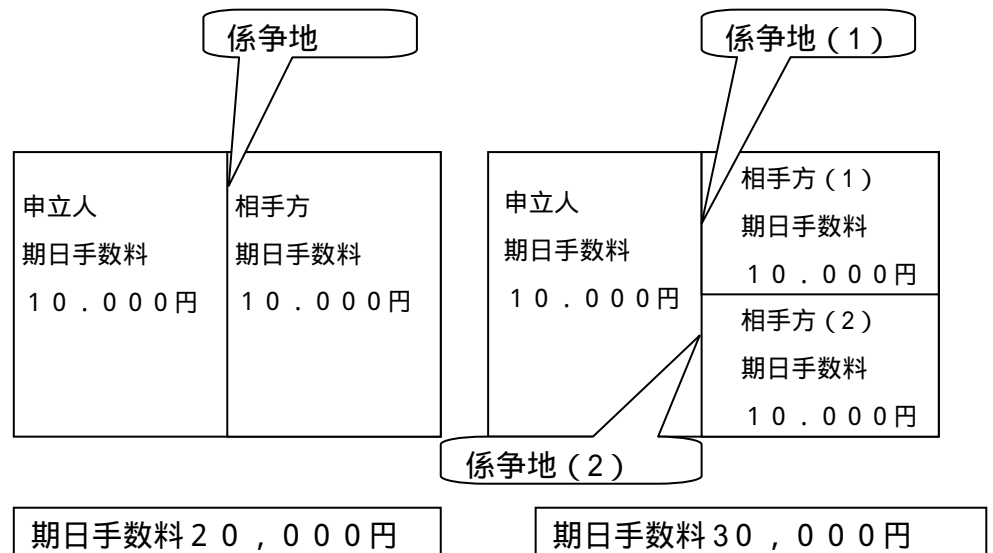
調停申立書が受理されなかったときは、通知に要した費用を差し引いて返還します。

相手方が調停を拒否した場合、被申立人が調停に応諾したが、一度も調停に出てこなかった場合 半額 10,000円返還します。

期日手数料 (規則 46 条 2 項)(費用規程 6 条)

- * 期日費用 申し出人、相手方 それぞれ 10.000 円です。
- * 納付日 手続期日の開始前(前日)まで納付してください。

- * 納付割合 当事者の合意により、負担割合を決めたときは、それぞれの負担割合に従って納付することが出来ます。
- * 一方の当事者のみの手続き期日
一方の当事者のみの納付(10.000 円)



同時に調停をする場合

期日手数料の返還について

調停期日が開催されなかったときは、全額返還します。(ただし、正当な理由なく調停期日を欠席した当事者に対しては、納付された調停期日手数料の額から調停期日を開催するために要した費用および返還に要する費用を差し引いた額を返還します。)

担当調停委員の日当は、境界問題相談センター函館から支払います。

(費用規定第 17 条)

担当調停委員の日当は、1 期日あたり弁護士調停委員 10,000 円

調査士調停委員 5,000 円です。

調停期日に担当調停委員が調停場所に待機した場合は、調停が開かれなくとも、弁護士調停委員 5,000 円、調査士調停委員 2,500 円を支払うこととなっています。

成立手数料（費用規程 7 条）

和解が成立したときは、和解契約書作成に係る手数料を納付してください。

当事者は、連帯して負担することとなります。

負担割合は、当事者の意向を尊重して担当調停チームが決定します。

成立手数料は、和解契約書が交付されるまでに土地境界問題相談センター函館に納付してください。

和解契約書作成に係る手数料の金額（費用規程 7 条）

和解契約書作成に係る手数料は、紛争の対象となっている一筆地ごとの当該調停手続の申立書を受理した日における市町村の固定資産課税台帳に登録された価格を合計した額（これを「解決の価格」とする。）を基礎として、次の表によって算出します。

固定資産課税台帳に登録された価格のない土地の場合

解決の価格	和解契約書作成に係る費用
1,000 万円未満	20 万円
1,000 万円以上 5,000 万円未満	30 万円
5,000 万円以上 1 億円未満	50 万円
1 億円以上	50 万円に 1 億円を超える価格の 0.1% を加算した額

紛争の対象となっている土地のいずれかが、固定資産課税台帳に登録された価格のない土地の場合は、固定資産課税台帳に登録された価格のある土地の価格（およびその合計）のみをもって「解決の価格」とする。

紛争の対象となっている土地のすべてが、固定資産課税台帳に登録された価格のない土地の場合は、「解決の価格」を 1,000 万円未満とみなす。
調停手続の申立書を受理した日における価格とします。

(4) 調査，測量および境界鑑定業務

事前調査費用(費用規定5条)
調査・測量手数料
鑑定手数料

申し立ての受理後、事前調査を承諾したとき、事前調査費用として、見積金、合意金に応じて納付していただきます。

原則、返還しません。業務内容が簡易な場合、一部を返還します。
業務内容が複雑な場合、申し出人又は相手方の同意を得て追加になる場合があります。

調査・測量・境界鑑定を申し立てたときは、担当調査・測量実施員が見積もり致します。(費用規定8条) 申立人の同意を得ます。

業務の着手前に納付していただきます。

業務の終了時に精算します。

当事者の負担割合は当事者の同意を得て、担当調停員が決めることができます。

見積もり金額に同意した場合は、土地境界問題相談センター函館の事務局に予納してください。

鑑定手数料

鑑定手数料は、1件につき50万円を基準額としています。

鑑定書作成費用・資料の分析・検討その他です。

鑑定書作成について、追加して調査・測量が必要な場合は、別途調査・測量費用が加算されることがあります。

(5) その他の費用

担当調停員の出張に伴う旅費、宿泊費は函館土地家屋調査士会旅費規程に準じて、当事者の同意を得てから担当調停員が定めた当事者の負担額を本センターに支払っていただきます。

(6) 手数料の納付先

「土地境界問題相談センター函館」の事務局に納付してください。

7.土地境界問題相談センター函館手続における当事者の代理人等

(1) 代理人(規則 29 条の 2、1 項)

当事者は、土地境界問題相談センター函館において実施される手続においては、次に掲げる者を当事者の代理人として選任することができます。

- (1)法令に基づき代理人となる資格を有する者
- (2)当事者の配偶者および子
- (3)当事者と同居の親および兄弟姉妹
- (4)当事者の事情に配慮してセンター長が特に認める者

(2) 補佐人(規則 29 条の 2、2 項、3 項)

当事者または当事者の代理人は、センター長の許可を得て、補佐人を伴って土地境界問題相談センター函館で実施される手続に出席することができます。補佐人は、主任調停員の許可を得て陳述することができます。

【重要】補佐人の陳述は、当該当事者または代理人がただちに訂正もしくは取り消さないときは、当該当事者または代理人が陳述したものとして扱われますのでご注意ください。

利害関係人の参加(規則 38 条)

和解の結果に利害を有する当事者以外の者を担当調停委員が相当と認め、当事者の同意があるとき。期日に参加できる。

鑑定実施員は、担当調停員又は当事者の要請があったとき、期日に出頭し、鑑定の結果について意見を述べるすることができます。

(3) 同伴者

事前相談・相談手続

当事者は、事前相談・相談手続に同伴者を伴うことができます。

ただし、担当相談員(または相談チーム)は、同伴者が事前相談(または相談手続)を行うのに支障を生じさせるおそれがあると認めるときは、その同伴者を退席させることができることになっています。

【重要】 同伴者は、意見を述べることはできません。

8. 事前相談から相談または調停手続の開始に至るまでの標準的な手続の進行 (ADR法14条1項3号)

(1) 電話受付～事前相談

土地の筆界に関する民事の紛争について土地境界問題相談センター函館の手続を利用することをお考えの場合、まずは、センター函館にお電話ください。

土地境界問題相談センター函館から申込者に担当事前相談委員が電話にて連絡をとり、内容をある程度把握した上、事前相談の日程を両者の都合に合わせて決めます。

事前相談日に登記事項証明・地図・地積図などがあれば、相談内容の把握が明確になります。

申込者は「事前相談申込書」に住所・氏名・連絡先・を記入してください。

事前相談は、毎月第1・第3火曜日の14時00分から16時00分までです。

(調停手続の相手方の受付面談は、随時行います。)

事前相談の会場は、函館土地家屋調査士会 応接間となっております。

担当事前相談委員と相談する。

(2) 事前相談

事前相談の手続は次のとおりです。

土地境界問題相談センター函館の事前相談委員が、申込者から土地境界問題相談センター函館を利用したい事案の内容についてお聴きします。

事前相談委員は、事案について法的助言は一切しません。

事前相談委員は、申込者からの内容が、土地境界問題相談センター函館の業務である場合は、相談手続または調停手続に回付します。

土地境界問題相談センター函館で弁護士を交えて相談をうけた方がよいと思慮される場合は、有料の相談手続を提案します。

土地境界問題相談センター函館の調停が相当とされる場合は、調停手続を提案します。

土地境界問題相談センター函館の手続きの仕組み(手続実施者の選任に関する事項、手続の開始から終了に至るまでの標準的な手続きの進行)や手数料(紛争の当事者が支払う報酬または費用に関する事項)などの概要を説明します。

9. 相談手続の開始から終了に至るまでの標準的な手続の進行 (ADR法14条1項3号)

(1) 相談手続の申し込み～相談

土地筆界に関する民事の紛争について土地境界問題相談センター函館の相談手続を希望する場合は、必ず事前に事前相談を受けてください。事前相談で相談適当とした場合の手続は次のとおりです。

相談希望者(以下「申込者」といいます。)は、「相談手続申込書」に住所・氏名・連絡先・相談希望日・相談の趣旨等の必要事項を記入し、土地境界問題相談センター函館に郵送またはファックスしてください。(直接センターに提出することもできます。)

相談日は、毎月第1・第3火曜日です。

時間は14時00分から16時00分までです。

相談は1回2時間以内です。

相談会場は、土地境界問題相談センター函館となります。

申込者は、相談手数料を前納してください。(手数料の詳細については、8ページをご覧ください。)

【注意】前納が確認できない場合は、相談は開始されません。

申込者に事務局から、相談の期日・時間等の通知が届きます。

申込者は、相談期日に土地境界問題相談センター函館にお越しください。

代理人が出席する場合は委任状を提出してください。

10．調停手続の開始から終了に至るまでの標準的な手続の進行 (ADR法14条1項3号)

(1) 調停申立て～調停

土地筆界に関する民事の紛争について土地境界問題相談センター函館の調停手続を希望する場合は、事前に事前相談を受けてください。事前相談で調停相当とした場合の手続は次のとおりです。

調停申立て希望者(以下「申立人」といいます。)は、「調停手続申立書」に必要項を記入し、土地境界問題相談センター函館に郵送またはファックスしてください。(直接センターに提出することもできます。)

申立人は、申立と同時に調停申立手数料をお支払いください。(手数料の詳細については、9ページをご覧ください。)

土地境界問題相談センター函館は調停を受付した場合には、申立人に「提出された調停手続申立書に対する回答」を郵送します。

土地境界問題相談センター函館は相手方に対して、調停の申立てがあったことについて配達証明付き郵便で通知します。

相手方が調停に応諾しない場合は、土地境界問題相談センター函館から申立人にその旨を連絡します。

土地境界問題相談センター函館は、相手方が事前相談・相談を希望した場合は、調停期日までにその手続を行います。

土地境界問題相談センター函館は、相手方から希望する調停期日を確認し、期日の調整をはかります。

土地境界問題相談センター函館は、調停期日が確定した場合は、申立人に「第1回調停期日」を連絡します。

調停期日手数料を納付してください。(手数料の詳細については、10ページをご覧ください。)

申立人および相手方は、調停期日に境界問題相談センター函館にお越しください。

代理人が出席する場合は委任状を提出してください。

(2) 標準期日日数

調停続きは4カ月以内をめどにしています。

(3) 相手方が調停に応じない場合（規則第40条）

相手方が調停に応諾しない場合は、土地境界問題相談センター函館から申立人にその旨を電話で連絡します。その場合、申立人の判断により、次のような手続となります。

1. 調停申立てを取下げる。

申立人は、「調停手続取下げ書」を土地境界問題相談センター函館へ郵送してください。

土地境界問題相談センター函館に返送した時点で取下げにより事件終了となります。

2. 調停申立てを取下げないとき。

土地境界問題相談センター函館は、規定により申立人との手続実施依頼契約を解除することとなります。

土地境界問題相談センター函館は、次の各号に掲げる場合には、申立人に対する文書による通知により申立人との手続実施依頼契約を解除する。

- (1) 相手方が当該調停手続に応じない意思を明確に示したとき
- (2) 相手方の応諾意思が不明である場合に、土地境界問題相談センター函館が申立人との手続実施依頼契約を解除することを相当と認めるとき

(4) 利害関係人の参加（規則第38条）

担当調停員が相当と認め、かつ当事者の同意がある場合は当事者以外の者であっても調停に参加させることができます。

(5) 調停期日

調停は、原則として土地境界問題相談センター函館で開催します。

（規則33条2項）

調停期日の開催は、当事者双方出席を原則としています。

（規則33条3項）

(6) 調査・測量，境界鑑定

土地境界問題相談センター函館は、申立人または被申立人からの依頼により、調査・測量及び境界鑑定を行うことができます。（規則36条）

境界問題相談センター函館の調査・測量及び境界鑑定は、調査・測量実施員または鑑定実施員が行います。（規則36条）

1 1 . 調停の成立

(紛争の当事者間に和解が成立した場合に作成される書面の有無及び書面が作成される場合には作成者，通数その他当該書面の作成に係る概要 (A D R 法施行規則 13 条 1 項 4 号)

(1) 調停の成立

担当調停チームは，調停手続において当事者間に和解が成立したときは，その内容およびその日付を記載した「和解契約書」を作成します。
(規則 39 条)

和解契約書は，当事者交付用および土地境界問題相談センター函館保存用を作成します。(規則第 39 条)

申立人および相手方は，和解契約書に署名・押印します。

担当調停委員が立会人として，和解契約書に署名・押印します。
(規則第 39 条)

和解契約書には，次に掲げる事項を記載します。

ア．当事者の氏名 (代理人等のいる場合には，その者の氏名)

イ．和解契約成立の日時

ウ．和解契約の内容

エ．当事者が土地境界問題相談センター函館に対して納付しなければならない手数料等の負担額に関する事項

和解契約書は，申立人及び相手方に直接交付するか，あるいは配達証明付き郵便で交付します。(規則第 39 条)

和解契約書を交付し，調停手続は終了します。

1 2 . 紛争の当事者が認証紛争解決手続を終了させるための要件及び方式 (A D R 法施行規則 13 条 1 項 2 号)

当事者は，調停手続が終了するまで，本センターに対し，書面により調停手続を終了させることができます。ただし，期日においては担当調停員に対し，口頭で申し出が出来ます。(規則 40 条)

解決手続申立の取下書、解決手続終了の申出書

13．担当調停員が紛争の当事者間に和解が成立する見込みがないと判断したとき

(手続実施者が紛争の当事者間に和解が成立する見込みがないと判断したときは、速やかに当該認証紛争解決手続を終了し、その旨を紛争の当事者に通知すること)(A D R 法施行規則 13 条 1 項 3 号)

(1) 調停の不成立

担当調停チームは、当事者間に合意が成立する見込みがないと判断したときは、調停が成立しないものとして、調停手続を終了します。(規則 41 条)

(2) 解決手続きの終了 (規則 42 条)

事案が和解に適さないとき。

当事者が不当な目的で解決手続きの申し立てをしたとき。

調停手続きに係る費用の払い込みがないとき。

土地境界問題相談センター函館は、調停手続が終了したときは、その旨を当事者に遅滞なく、通知しなければならないとしています。(規則 40 条 2 項、41 条 4 項)

14．手続において陳述される意見，手続実施記録等に記載されている当事者又は第三者の秘密の取扱いの方法

(ADR法施行規則 13条 1項 1号)

(1) 手続の非公開および守秘義務

土地境界問題相談センター函館で実施される手続は非公開です。

(規則 15条 1項)

調停委員，相談委員，事前相談委員，調査・測量実施員，鑑定実施員，運営委員，函館土地家屋調査士会事務局職員およびその他境界問題相談センター函館で実施される手続に關与する者は，この規則に特別の定めのある場合および当事者間に別段の合意がある場合を除き，いかなる場合においても，土地境界問題相談センター函館で実施される手続の内容を正当な理由なく他に漏らしてはならない。その職を退いた後も(規則 15条 2項)

当事者の同意を得て、関係者の氏名、事件の具体的な内容を特定しないで本センターの研究、研修の資料に活用するとき、又は当事者双方の同意を得て開示するときはこの限りではない。

(2) 手続実施記録の保存等

土地境界問題相談センター函館では、実施された手続に関するすべての書類および資料を、それぞれの手続が終了した日から10年間保存します。(規則 43条 1項)

前記の書類および資料は、秘密を保持するため施錠のできる保管庫等に保管し、または電磁的記録による当該記録へのアクセス制御等の措置を講じます。保存期間を経過した文書(データ化された紙記録の文書)は、裁断し、又は記録された電磁的記録を完全に消去します。

(3) 提出された資料の取扱

土地境界問題相談センター函館は、当事者から提出された資料については、原本は当事者に返還し、その写しを作成して保管します。(規則 44条)

(4) 記録の閲覧および記録謄写の請求

土地境界問題相談センター函館が保存する手続実施記録は、当事者の同意がない限り、第三者に公開しません。(規則 45条 1項)

当事者またはこれらの立場にあった者(これらの一般承継人を含む。以下同じ。)は、手続に関する書類を紛失した等の理由がある場合には、手続実施記録のうち当事者が提出した資料および和解契約書に限り、閲覧または謄写を求めることができます。

ただし、閲覧等の請求の内容に他方の当事者が提出した資料が含まれている場合には、当該資料を提出した当事者またはこれらの立場にあった者の承諾がある場合に限り、当該資料の閲覧等ができるものとしています。

土地境界問題相談センター函館は、前項の求めが不当な目的に利用されるおそれがあると認めるときは、その求めに応じられません。

15．業務に関する苦情の取り扱い（規則48条）

土地境界問題相談センター函館は、利用者からの苦情を受付ます。苦情申立書を本センターに提出してください。用紙は事務局に用意してあります。

センター長は運営委員の内から苦情処理委員会を設置して苦情申し立ての内容の調査及び苦情処理の方法の審議を行い運営委員会に報告します。

運営委員会では苦情の対応について協議し決定します。

決定した結果を申し立てた方に書面又は口頭で報告します。